



独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

全国健康保険協会

理事長 小林 剛 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 昌治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長村 彌角

当監査法人は、健康保険法第7条の29第1項の規定に基づき、全国健康保険協会の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分に関する書類、勘定別損失の処理に関する書類及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 全国健康保険協会の健康保険勘定及び船員保険勘定に係る各勘定別財務諸表（利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類を除く。）が、健康保険法、船員保険法、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、各勘定の平成23年3月31日現在の財産の状況並びに同日をもって終了する事業年度の損益の状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 健康保険勘定に係る損失の処理に関する書類及び船員保険勘定に係る利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、全国健康保険協会の事業の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書の決算額は、理事長による予算の区分に従って正しく計上されているものと認める。

全国健康保険協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上